

【様式】託送供給約款の認可申請に対する意見への見解（案）

<意見募集期間：8月2日（火）～10月1日（土）>

平成 年 月 日

電力・ガス取引監視等委員会

分類	意見内容	見解
託送料金審査について	○【意見番号：①－１】 託送料金の審査を厳格にするよう求めます。 今回、託送料金審査にあたり、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスについても託送原価の約 1/3 はヤードスティック方式により判断され、主要な営業費等が外れてしまうことには異論があります。今後５年間、導管部分の法的分離が行われないことを考えると、ガス小売り全面自由化の成否を握る新規事業者の参入において重要となる託送料金の審査については、厳格に行うことを求めます。 ○【意見番号：②－１】 託送料金の審査が厳格に行われるよう求めます。 今回のガス託送料金審査は、電力と異なり、ヤードスティック方式という比較査定の適用により個別の費用査定は行われないこととな	【意見番号：①－１】 ・ガスシステム改革小委員会での議論の結果、今回の事前認可申請に係る託送料金審査においては、平成 28 年 7 月末に 100 者を超える一般ガス事業者から事前認可申請がなされることや、平成 29 年度の 4 月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、一部の費目についてはヤードスティック方式が採用されることが託送供給約款料金算定省令で定められています。 ・電力・ガス取引監視等委員会での審査に当たっては、当該算定省令及び託送供給約款料金審査要領に基づき申請内容が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法等の一部を改正する等の法律の要件に合致しているか等を、専門的かつ客観的な視点から、厳正に審査を行いました。 【意見番号：②－１】 ・ガスシステム改革小委員会での議論の結果、今回の事前認可申請に係る託送料金審査においては、平成 28 年 7 月末に 100 者を超える一般ガス事業者から事前認可申請がなされることや、平成 29 年度

っています。事前認可申請ということで同一期間内に託送約款申請を行うガス事業者が 100 社以上あり、事業規模等もさまざまであることなどから、電力託送料金審査と同様な手続きを踏むことは困難であるとの方針は理解できる一方で、今回、国の審査専門会合における審査対象となった東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの 3 事業者は、平成 28 年 6 月 1 日時点で経済産業大臣の許可を受けている 203 の一般ガス事業者の中での販売量比率は 7 割を超えています。この 3 事業者の審査においても、託送原価の約 1/3 はヤードスティック方式で判断され、主要な営業費等が個別の審査対象からはずれてしまうことに疑問を禁じ得ません。導管部門の法的分離は今後 5 年間行われないこと等を考えると、ガス小売り全面自由化の成否を握る新規事業者の参入において重要となる託送料金の審査について、厳格に行うことを求めます。 ○【意見番号：③－１】 託送料金の審査方法について、引き続き検討することを求めます ガスの託送供給料金については、導管を独占する大手のガス会社がある一方で、中小のガス事業者が 100 社以上あり、他の熱源との関係や地域性など事業環境等もさまざまであることなどから、託送料金の査定が難しいことはつとに言われてきたところです。 今回は新制度開始前の審査であり、事業者数が多いため、託送供給料金の原価の妥当性については一部ヤードスティック方式によ	の 4 月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、一部の費目についてはヤードスティック方式が採用されることが託送供給約款料金算定省令で定められています。 ・電力・ガス取引監視等委員会での審査に当たっては、当該算定省令及び託送供給約款料金審査要領に基づき、申請内容が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法等の一部を改正する等の法律の要件に合致しているか等を、専門的かつ客観的な視点から、厳正に審査を行いました。 ○【意見番号：③—１】 ・ガスシステム改革小委員会での議論の結果、今回の事前認可申請に係る託送料金審査においては、平成 28 年 7 月末に 100 者を超える一般ガス事業者から事前認可申請がなされることや、平成 29 年度の 4 月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、一部の費目についてはヤードスティック方式が採用されることが託送供給約款料金算定省令で定められています。 ・電力・ガス取引監視等委員会での審査に当たっては、当該算定省
---	--

る比較査定を実施しています。国が託送供給料金の原価の妥当性を確認するに当たっては、費目ごとに個別に審査することを原則としつつ、規制コストを一定程度軽減しつつ、併せて低廉な託送供給を実現する観点から、一定の費目について事業者間で比較査定を行うことにより、経営効率化が進んでいない事業者に対して更なる経営効率化を求める査定方法として「ヤードスティック方式」が採用されました。 事前認可申請であることから、同一期間内に託送約款申請を行う際の査定としてのルールと思われますが、小売全面自由化後は、一般ガス導管事業者が託送供給料金の値上げをしようとする場合には、「一般ガス事業供給約款料金審査要領」に準じ、各費用項目を審査することとなりますので、営業費などが個別審査すべきか、ヤードスティック審査でよいかの判断について引き続き検討する余地があります。 特に、今回、国の審査専門会合における審査対象となった東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの3事業者は、平成28年6月1日時点で経済産業大臣の許可を受けている203の一般ガス事業者の中での販売量比率は7割を超えています。主要な営業費が個別の審査対象とはされず、ヤードスティック方式で査定されることになるわけですが、導管部門の法的分離は今後5年間行われないこと等を考えると、ガス小売り全面自由化の成否を握る新規事業者の参入において重要となる託送料金の審査については、新規参入者や需要家が納得できる査定を行うことが求められます。	令及び託送供給約款料金審査要領に基づき、申請内容が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法等の一部を改正する等の法律の要件に合致しているか等を、専門的かつ客観的な視点から、厳正に審査を行いました。
---	---

	○【意見番号：①－５】 固定費の家庭向け（小口部門）・産業向け（大口部門）の配分において、家庭向けに不用品な負担を課さない配分基準としてください。 現状の固定費が家庭向け（小口部門）・産業向け（大口部門）の配分が適正であるかは不透明です。固定費の配分基準の透明性を確保し、家庭向け（小口部門）に不用品な負担を課さない配分基準にしてください。 ○【意見番号：②－４】 固定費の家庭向け（小口部門）・産業向け（大口部門）の配分において、家庭向けに過大な負担を課さない配分基準としてください。 固定費について、現状は家庭向け（小口部門）に過大な配分となっている懸念があります。固定費の配分基準の透明性を高め、一般消費者に過大な負担を課さない配分基準にしてください。	○【意見番号：①－５】【意見番号：②－４】 申請された託送供給約款について、各社の料金表を精査し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないか否かを、託送供給約款料金審査要領に基づき専門的かつ客観的な視点から厳正に審査しました。
--	---	--